

まちづくり局技術情報検討委員会要綱

(目的)

第1条 まちづくり局の所管する事業について、職員の基本的知識、実務技術等に関する能力開発・向上を図り、もって職員一人ひとりがやる気や働きがいをもって職務に従事できるよう、まちづくり局技術情報検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項に関する協議及び調整を行う。

- (1) 都市開発事業等に係る調査、企画調整及び各種補助事業等の基礎的情報等に関すること。
- (2) 公共建築物に係る調査、計画設計、積算及び工事監理等の技能・技術に関すること。
- (3) 国及び他都市等が施行する建築技術等の情報の収集に関すること。
- (4) 川崎市工事発注部署等との連携に関すること。
- (5) その他前条の目的達成のために必要なこと（研修等）。

(組織)

第3条 検討委員会は、次の職にある者を委員として構成する。

委員長	総務部	部長
副委員長		庶務課技術監理担当課長
委員	総務部	庶務課長
	計画部	都市計画課長
		景観・まちづくり支援課長
	市街地開発部	市街地整備推進課長
		住宅建替推進課長
		住宅建替推進課担当課長
	施設整備部	施設計画課長
		公共建築担当課長
		電気設備担当課長
		機械設備担当課長
施設保全担当課長		
指導部	大規模施設建設担当課長	
	担当課長（専門）	
指導部	建築情報課企画指導担当課長	

(会議の招集)

第4条 検討委員会は、委員の求めに応じて、委員長が招集する。

なお、上記委員以外についても、委員長が必要と認められた場合には、召集することができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、総務部庶務課技術監理担当において処理する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(平成15年3月24日 14川ま検 第97号)

附則 この要綱は、平成18年9月1日から実施する。

(平成18年8月24日 18川ま検 第96号)

附則 この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

(平成21年5月1日 21川ま庶 第139号)

附則 この要綱は、平成22年6月23日から実施する。

(平成22年6月23日 22川ま庶 第274号)

附則 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(平成24年3月16日 23川ま庶 第1061号)